



薬 第 1439-5 号

令和 4 年 3 月 7 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和4年3月7日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる4物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類  
【通称名】5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201

(2) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類  
【通称名】Etonitazepine、

N-Pyrrolidino Etonitazene

(3) 1, 2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル) エタン-1-オン及びその塩類

【通称名】  $\alpha$ -D2PV、A-D2PV

(4) 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ) シクロヘキサン-1-オン及びその塩類

【通称名】 Methoxpropamine、MXPr

(5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和4年3月8日

大阪府健康医療部  
生活衛生室薬務課  
麻薬毒劇物グループ  
TEL:06-6941-9078 (直通)  
FAX:06-6944-6701